

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成24年度第2回国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成24年11月28日（水） 午後2時00分 ～
開 催 場 所	市議会委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、濱浦 雪代 保険医代表 三條 治、千竈 学、北條 泰輔、乙幡 和利 公益代表 内野 直樹、川島 哲男、栗原 高明、鈴木 明 市側事務局 市民部長、保険年金課長、保険年金課主査、担当 欠席者：被保険者代表吉野 満江、被用者保険代表 瀧沢 政視
議 題	議題 (1) 国民健康保険事業財政の健全化における国民健康保険税のあり方について（諮問） (2) その他 配布資料 資料1 各市の国民健康保険税率の推移 資料2 国民健康保険税率及び賦課限度額改定状況 資料3 国保税改定と国保税収納率の推移 資料4 平成23年度各市の税率改定と収納率の関係 資料5 保険税改定（案）パターン【H24現年分試算】 資料6 各保険者における保険料の比較 資料7 武蔵村山市国民健康保険加入者の年齢階層割合 資料8 武蔵村山市国民健康保険加入世帯の所得階層割合 追加資料 国保税滞納状況（所得階層別・過去5年）
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題（1）については、次回も引き続き審議することとなった。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	（会長） それでは、平成24年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会する。 出席委員は11名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に会議録署名委員の指名については、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、田代 芳久委員、保険医等代表として、北條 泰輔委員、公益代表として、内野 直樹委員を指名する。 それでは、議題1の「諮問事項の検討」であるが、前回は、武蔵村山市における国保の現状について事務局から説明をいただいた。このことについて、各委員から御意見を伺い追加の資料があるので事務局から説明をお願いしたい。 （市民部長） 前回の会議の中で委員の皆様から御意見を伺ったが、その中で要求のあった資料を可能な限り用意したので説明を行いたい。 （保険年金課長） ～国民健康保険制度及び配布資料1から4、追加資料を説明～ （会長） 資料1から4、追加資料の説明が終わった。これについて、質疑があれば、お受けしたい。

(委員) 収納率を上げることは、難しいと思うが、市として何か収納率の向上対策をとっているのか教えていただきたい。

(市民部長) 国保税及び市民税の収納については、収納課で行っている。平成23年度から滞納の方に出す通知の封筒に色を付け重要なお知らせとして分かるような工夫等を行って。また、徴収対策本部会議において、その年度の方針などを決めている。

(委員) 具体的な滞納対策の流れはどうか。

(市民部長) 実際に徴収するに当たっては、納期限までに納めていただかない場合には、最初に督促状を発送する。次に催告書を発送する。それらの通知により連絡があれば、納税相談を実施し、納税計画を立てる流れである。

(委員) 徴収対策本部会議における方針とはどのようなものか。

(市民部長) 翌年の徴収目標や徴収計画などを決めている。

(委員) 資料のデータによると、保険税の改定を行った年に、必ずしも徴収率が下がるわけではないと理解してよいか。

(保険年金課長) 様々な要因が考えられるが、お示しした資料からは、あまり影響はないと考えている。

(委員) 一般的に1年以上の滞納の場合は、資格証及び短期証の発行を行うこととされているが、現実的にそれらの対応がどのように行われているかお聞きしたい。

(保険年金課長) 前年以前の滞納額が15万円以上の方に6か月間有効の短期証を交付している。18歳未満の子どもには全て短期証を送付しているが、それ以外の方には、収納に対する面談の機会の確保のため、案内通知を発送し、窓口に来庁してもらい収納相談後、交付している。平成23年度末の対象世帯数は370世帯である。

(委員) 資格証は発行していないということか。また、出産育児一時金などは、滞納している場合には、税に充てているのかお聞きしたい。

(保険年金課長) 資格証については、本市は発行を行っていない。
また、出産育児一時金は滞納と切り離して、支給している状況である。

(委員) 滞納していても、手当は受け取れるということか。

(保険年金課長) そうである。

(委員) 追加資料の確認であるが、所得がゼロの滞納者の割合が48%との説明であったかと思うが、国保の加入者がもともと自営業や農業を対象としていたが、年金受給者や無職の方の受け皿となったために、基本的には低所得者の滞納が圧倒的に多いとの見方でよろしいのか。

(保険年金課長) あくまでもこの資料は、所得でとらえている。例えば年金で言うと特別控除が120万円で、給与所得控除は65万円であり、控除後の金額で捉えるとそのような見方となる。なお、低所得者に対しては軽減措置も設けており、軽減後の滞納がここでお示しした資料である。

(委員) 所得が無い方は、軽減があったとしても支払いができず、48%という滞納状況となっていると理解してよいか。

(保険年金課長) 支払えない場合と支払わない場合の二通りが考えられるが、分析していないためこの資料からは何とも言えないので、ご容赦いただきたい。

(会長) 他に質問がないようであれば、次の資料の説明を事務局におながいしたい。

(保険年金課長) ～配布資料5から8までを説明～

(会長) 資料5から8までの説明が終わった。これについて、質疑があれば、お受けしたい。

(委員) 資料5のパターン2でいけば、問題視されてきた資産割も下げており、改定率も低く抑えられている。また、平成23年度に国保会計は普通であれば、パンクの状態であり都から3億5千万円借入し、その返済が平成25年度から始まる。これらのことを考えると、税の改定はやむを得ないと思う。

(会長) 今回の諮問における保険税のあり方について、改定すべきかどうか、改定するのであればどの様な方向がよろしいのか、改定を見合わせるのであれば、不足する財源をどうするのか皆さんから御意見を伺いたい。

(委員) 基本的には、国民皆保険を崩壊させないためにも改定はやむを得ないと思う。その場合に資産割については、各市と比較しても極端に高いのでこの部分は調整した方が、平等性が保てると思う。

また、消費税の増分が社会保障に使われようだが、国保制度の補助として使われないのか。

(保険年金課長) 社会保障と税の一体改革では、2,200億円が国保に投入されるとされている。税の軽減に係る保険基盤安定繰入などに使われると聞いている。実際には6,500億円の不足があるとされている。

(委員) 資料によると、平成24年度に15市が改定を行っている。20年度以降において、改定していない市が本市を含めて4市であり、国保の予算そのものが非常に厳しいことは理解出来る。

なお、資産割については、各市とも廃止し、現在実施している市は11市であり、実施市も率を徐々に下げている方向と思う。突出して本市は高いこともあり、固定資産税の納税者の負担は大きい。また、一般会計からの繰入れの中には、固定資産税も含まれていると思う。このことから、均等割、平等割は各市の平均はやむを得ないと思うが、全てが公平にいくような改定を行っていけば、値上げもやむを得ないと思う。適正な課税の中身をよく精査してもらいたい。

(委員) 資料の配布が遅かったこともあり、勉強不足でよく中身を検討させていただきたいが、時間はあるのか。

(保険年金課長) できたら4回程度でおまとめいただきたいと考えている。今回方向性だけでもいただければと思う。

(市民部長) 本日おまとめいただくのは、資料の配布が遅れたこともあり、困難かと思われる。今回の諮問については、今後の国保財政の方向を決める大きな問題であるので、次回以降に本会としての方針を決定していただければと思う。

(会長) そのような方向でよろしいか。

(委員) 資産割については、先程、委員の意見にあったように26市の中で突出して高いことが、所得が無い方の滞納に影響にしていることは間違いが無いと思う。国民皆保険制度をどう維持するかといったときに、スムーズに改定を行うことがどうなのか慎重に議論するべきである。国保の滞納状況の分析もまだ足りなく、改定のパターン等の資料も足りていない中で、こういった方向で改定ということはまだ早いと思う。

また、本市は26市の中で、市税に関して言えば、極めて低い状況であり、市税が高い武蔵野市などの市を含めた平均をとれば、といった理論は乱暴である。本市の国民健康保険の被保険者にとって無理のない保険税はどのようなかということをごきちんとしてもらわないと決められないことだと思う。

(保険年金課長) 資料については、具体的な内容を要望いただければ、それに沿った資料を用意していきたい。

(会長) 資料の要求については、早めにいただければと思う。

(会長) 次回までに委員の皆にもそれぞれお調べいただき、次回以降、引き続き御審議いただきたいがよろしいか。

全員了承

(会長) 次に議題(2)のその他について、事務局から何かあるか。

(事務局) 特になし。

(会長) これで、平成24年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： 0 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	※一部公開又は非公開とした理由（ ）

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示	(根拠法令等：)
	<input type="checkbox"/> 非開示	(根拠法令等：)

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------